

## 深谷市コミュニティバス障害者割引利用者証交付実施方針について

### 1. 経緯

深谷市コミュニティバスの利用料金について障害者は割引が受けられるところ、障害者であることを証明するために利用の際は各種手帳を呈示することが求められる。

しかしながら、特に療育・精神手帳所持者については、障害者本人による手帳の管理が難しいことや紛失のおそれがあるため、家族や施設管理者等に管理を委ねている場合が多く、利用の際に手帳原本の呈示をすることができない場合もある。

他方、手帳のコピーや顔写真のない簡易の所持者証明等での対応は本人確認資料としての効力に乏しいことや、確認資料が複数ある場合はバス運転手の確認作業の際の負担となる。

そこで、障害者が利用する際の利便性と運転手の確認作業の負担を軽減するため、統一した顔写真付きの障害者割引利用者証の発行を検討するものである。

## 2. 障害者割引利用者証の実施方針

### (1) 実施時期

令和3年1月

### (2) 対象者

有効な障害者手帳を有し、深谷市に居住している方

### (3) 有効期間

新規申請については、申請日から起算して申請者の2回目の誕生日が属する月の末日まで

更新申請（有効期限の3か月前から）については、申請日より起算して3回目の誕生日が属する月の末日まで

いずれの申請でも、障害者手帳の有効期限が先に到来する場合には、手帳の有効期限までとする。

### (4) 受付場所及び時間

深谷市役所障害福祉課（本庁舎1階7番窓口）及び各総合支所 ※各公民館を除く

顔写真の撮影は本庁舎のみ対応。各総合支所での申請時は顔写真持参とする。

午前8時30分から午後5時15分まで（木曜日午後7時15分まで）

※土、日曜日、祝日、年末年始を除く

#### （5）交付

顔写真の取り込み等があるため、後日郵送とする。

#### （6）申請に必要なもの

- ・ 障害者割引利用者証交付申請書
- ・ 顔写真（縦4cm 横3cm 裏に氏名・生年月日を必ず記載させる）
- ・ 有効な障害者手帳（手帳の管轄が深谷市以外の場合もあるため）

#### （7）その他

市外への転出・死亡など、障害者割引利用者証の必要がなくなった場合には、障害福祉課にて、中止届とともに証明書を返還させる。

## (8) 周知方法

広報及びホームページに掲載する。

グループホーム連絡会での説明及び各入所施設への通知を行う。

コミュニティバスの掲示欄等を利用する。